

議員提出議案第1号

トリチウム及び放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方針決定に強く抗議し決定の撤回を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和3年4月27日提出

南相馬市議会議長 中川庄一様

提出者	南相馬市議会議員	渡部	寛一
賛成者	南相馬市議会議員	渡部	一夫
〃	〃	太田	淳一
〃	〃	今村	裕
〃	〃	鈴木	昌一
〃	〃	大山	弘一
〃	〃	志賀	稔宗

トリチウム及び放射性核種を含む ALPS 処理水の海洋放出方針決定に強く抗議し決定の撤回を求める意見書（案）

東京電力福島第一原発敷地内に保管されているトリチウム及び放射性核種を含む ALPS 処理水（以下「処理水」という。）について、政府は4月13日に関係閣僚会議を開き海洋放出の方針を正式決定しました。

2015年、政府と東京電力は「関係者の理解なしに処理水のいかなる処分も行わない」との約束を漁業者と交わしています。

県内では漁業者はもとより、県内7割を超える43市町村議会からも反対・慎重の意見書があがり、世論調査でも反対の声が多数です。地元の声を無視して強行することは、福島のこの10年間の復旧・復興と生業再建へ向けた努力を無にするものです。この4月からようやく本格操業に向けた準備に入ったばかりのこのタイミングでの海洋放出決定は、漁業を始めとして農業や観光はもちろん、これらにつながる本市、本県のあらゆる産業分野と地域の衰退をもたらすことは明らかで、その被害は甚大となるものです。

また、廃炉・汚染水処理を担う東京電力のこの間の不祥事や隠ぺい体質に大きな批判が高まっており、県民からの信頼は地に落ちています。

さらに国連人権理事会の特別報告者からは「汚染水の放出は日本の国境内外で関係する人たちの人権に相当のリスクを及ぼすと、とても懸念している」との指摘も無視するもので、国際的にも批判がでています。

今政府がやるべきことは、海洋放出の結論ありきで拙速に方針を決定するのではなく、地上保管も含めたあらゆる処分方法を充分検討し、市民、県民、国民への説明責任を果たすことです。そして、国民的な理解と納得の上に処分方法を決定すべきです。

南相馬市民、福島県民の復興へ向けた懸命な努力を無にする海洋放出の方針決定に強く抗議し、以下のことを求めます。

記

- 1 関係閣僚会議で決定された海洋放出方針を撤回し、国民的な理解と納得の上に処分方法を決定すること。
- 2 処理水は当面、地上保管を継続し、根本解決に向け世界の英知を結集すること。
- 3 政府と東京電力は、漁業者との約束を反故にするなど国民との信頼が損なわれていることから、その関係を修復すべく最大限の努力をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年4月27日

南相馬市議会議長 中川 庄一

内閣総理大臣 様
復興大臣 様

農林水産大臣 様

経済産業大臣 様

環境大臣 様

原子力規制委員会委員長 様